

横浜市市税条例等の一部改正（平成 30 年 6 月分）

税目・改正項目	改正案の内容													
固定資産税 課税標準の特例措置に係る課税割合の設定	<p>○ 中小事業者等が生産性向上のために取得した償却資産に係る課税割合の設定〔市税条例附則第9条〕</p> <p>中小事業者等が生産性向上のために行う新たな設備投資を後押しするため、生産性向上特別措置法に基づいて中小事業者等が取得した一定の先端設備等について、地方自治体の判断で、固定資産税をゼロ以上2分の1以下とする特例措置が創設されました。これに伴い、次のとおり、課税割合を設定します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 30%;">対象資産 (償却資産)</th> <th colspan="2" style="width: 30%;">課税割合</th> <th rowspan="2" style="width: 40%;">課税割合を設定した理由</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">地方税法</th> <th style="width: 15%;">本市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;"> 中小事業者等が、生産性向上特別措置法に基づいて市町村が認定する先端設備等導入計画に従って取得した先端設備等 ※ 対象資産 機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備（償却資産として課税されるものに限る。） </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;"> 【範囲】 ゼロ～1/2 </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;"> ゼロ </td> <td style="padding: 5px;"> 市内の中小企業及び個人事業主の生産性向上を支援するため。 </td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;"> 【期間】生産性向上特別措置法の施行の日から平成 33 年3月 31 日まで 【適用】新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分 </p>	対象資産 (償却資産)	課税割合		課税割合を設定した理由	地方税法	本市	中小事業者等が、生産性向上特別措置法に基づいて市町村が認定する先端設備等導入計画に従って取得した先端設備等 ※ 対象資産 機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備（償却資産として課税されるものに限る。）	【範囲】 ゼロ～1/2	ゼロ	市内の中小企業及び個人事業主の生産性向上を支援するため。			
対象資産 (償却資産)	課税割合		課税割合を設定した理由											
	地方税法	本市												
中小事業者等が、生産性向上特別措置法に基づいて市町村が認定する先端設備等導入計画に従って取得した先端設備等 ※ 対象資産 機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備（償却資産として課税されるものに限る。）	【範囲】 ゼロ～1/2	ゼロ	市内の中小企業及び個人事業主の生産性向上を支援するため。											
市たばこ税 税率の変更	<p>○ 市たばこ税の税率の変更〔市税条例第 85 条〕</p> <p>市たばこ税の税率を 3 段階で見直す地方税法の改正があったことに伴い、本市においても、市たばこ税の税率を地方税法と同様に変更します。</p> <p style="text-align: right;">【市たばこ税の税率の変更】 (税率：1,000 本当たり)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 20%;">市たばこ税</th> <th rowspan="2" style="width: 10%;">現 行</th> <th colspan="3" style="width: 70%;">改 正 案</th> </tr> <tr> <th style="width: 20%;">H30. 10. 1</th> <th style="width: 20%;">H32. 10. 1</th> <th style="width: 20%;">H33. 10. 1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">5,262 円</td> <td style="text-align: center;">5,692 円</td> <td style="text-align: center;">6,122 円</td> <td style="text-align: center;">6,552 円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;"> ※ 1 1 回の税率変更によって引き上げられる額は、国、県及び市のたばこ税額を合わせ、1 本当たり 1 円です。 ※ 2 市たばこ税の税率は一定税率であるため、本市独自の税率は設定できません。 </p>	市たばこ税	現 行	改 正 案			H30. 10. 1	H32. 10. 1	H33. 10. 1		5,262 円	5,692 円	6,122 円	6,552 円
市たばこ税	現 行			改 正 案										
		H30. 10. 1	H32. 10. 1	H33. 10. 1										
	5,262 円	5,692 円	6,122 円	6,552 円										
その他	<p>○ 条例で引用している地方税法の項ずれに伴う改正等、条文整備を行います。</p>													

中小事業者等が生産性向上のために行う設備投資への支援措置

昨年12月に、我が国の持続的な経済成長を成し遂げるため、政府が「新しい経済政策パッケージ」を取りまとめ、その中で、平成32年度までを「生産性革命・集中投資期間」とし、あらゆる施策を総動員するとしています。これを受けて、「生産性向上特別措置法」が平成30年5月16日に成立し、設備投資を通じて生産性の向上を図る中小事業者等を支援する措置が講じられました。

(1) 支援対象

市町村の認定を受けた先端設備等導入計画（認定導入計画）に基づき先端設備等を導入する中小事業者等

(2) 支援措置の概要

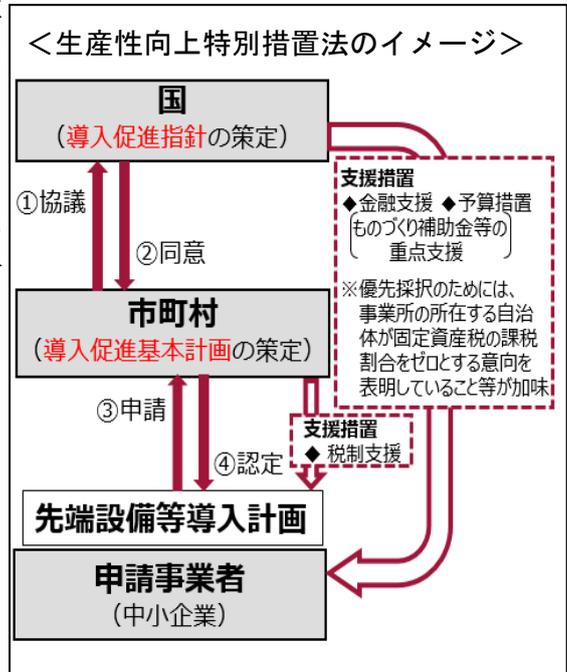
① 固定資産税の特例措置の創設

認定導入計画に基づいて中小事業者等が取得した先端設備等に係る固定資産税を、地方自治体の判断で、ゼロ以上2分の1以下とする特例措置

② 補助事業（補助金）の拡充

①の特例に合わせ、国の「ものづくり・サービス補助金」等の予算措置を拡充し、重点支援

※ 事業所の所在する自治体において、①の特例措置による固定資産税の課税割合をゼロとすることが表明されていれば、補助金の採択審査時に加点（優先採択）されます。



【優先採択の対象となる補助金】

補助事業	概要	予算規模 30当初・29補正	補助事業	概要	予算規模 30当初・29補正
ものづくり・サービス補助金	中小企業のロボット導入など生産性の大幅な向上を図る中小企業の設備投資を支援	1,000億円	サポイン補助金	中小企業が大学・公設試等と連携して行う研究開発、試作品開発及び販路開拓を支援	130億円
持続化補助金	小規模事業者が、商工会・商工会議所と経営計画を作成し、販路開拓等の取組を支援	100億円	IT導入補助金	中小企業のIT導入により、バックオフィス業務の効率化や売上向上を支援	500億円

【参考】支援措置の主なスケジュールと本市の対応

